

市川市クリーンセンター受入基準

1 市川市クリーンセンターにおいて受入する一般廃棄物は次のとおりとする。

区 分	条 件
燃やすごみ (生ごみ、紙くず、木くず、繊維くず、プラスチック類など)	(1) 搬入しようとする廃棄物が市内で発生したものであること。
燃やさないゴミ (金属類、ガラス類、陶磁器類)	(2) 搬入しようとする廃棄物が左欄の区分に応じて分別されていること。
大型ごみ (寝具、家具、自転車、じゅうたんなど)	(3) 搬入しようとする廃棄物が爆発、火災等の危険のないようにされていること。
有害ごみ (乾電池、蛍光灯、水銀体温計、水銀血管計など)	(4) 搬入しようとする廃棄物が処理施設に支障が生じない形状にされていること。
	(5) 資源物の選別に努め、ごみ搬入量を減らすこと。
	(6) 産業廃棄物を混入しないこと。

2 市川市クリーンセンターにおいて受入しない一般廃棄物は次のとおりとする。

(1) 個別リサイクル法等に基づきメーカー等により回収される一般廃棄物

	品 目
1	家電リサイクル法施行令第1条各号に規定する機械器具(エアコン、テレビ(ブラウン管式・液晶式・プラズマ式)、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機)
2	使用済パソコン(デスクトップ型パソコン本体、ノートブック型パソコン、CRT式ディスプレイ、液晶式ディスプレイ、ディスプレイ(CRT又は液晶)一体型パソコン) ※プリンター等の周辺機器、ワープロ専用機、PDA、ワークステーション、サーバー等は対象外
3	廃自動二輪車(原動機付自転車を含む)

(2) 市川市クリーンセンターにおいて処理が困難な一般廃棄物

	廃棄物の種類
1	爆発の危険性のあるもの(プロパンガスボンベ(カセット式ボンベを除く)、消火器、花火、火薬類等)
2	引火の危険性のあるもの(ガソリン、灯油、オイル等)
3	感染の危険性のあるもの(注射針等)
4	有害性物質を含むもの(薬品、農薬、殺虫剤、ニカド電池等)
5	著しく悪臭を発するもの(糞尿、汚物等)

6	液状のもの(廃油、ペンキ等)
7	粉末状又は顆粒状で飛散するおそれのあるもの
8	自動車・自動二輪車解体部品(ドア、バッテリー、タイヤ、ホイール、シート、フレーム等)
9	ピアノ、耐火金庫(手提げ金庫を除く)
10	その他処理が著しく困難なものと認められるもの及び処理施設の機能に支障が生ずるものと認められるもの

3 市川市クリーンセンターへの持込みの受入れ日時については次のとおりとする。

- (1) 一般廃棄物収集運搬許可業者車両等(委託業務に係る収集車両を含む)を除く、市川市民・市内事業者のごみ持込みの受付は、月曜日から土曜日の午後1時から午後4時までとする。但し、繁忙期として市川市クリーンセンターが指定した日については、この限りではない。
- (2) 休業日は、日曜日・祝日・年末年始とする。年末年始については、原則として「市川市の休日」を定める条例」第1条(3)によるものとする。